

01 オンライン請求機関への紙帳票の還元廃止

◆関係通知 (抜粋)

保発1226第4号 令和5年12月26日「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

オンライン請求を行う保険医療機関・薬局に送付している増減点関連通知及び支払関連帳票等の諸書類については、電子化を進めており、順次、オンライン請求システムの「各種帳票等」のページからダウンロードできるよう対応を行っているが、**令和6年9月末【注1】には、オンライン請求を行う保険医療機関・薬局へのこれら諸書類(※)の紙媒体での送付も廃止することとするため、併せて対応いただきたい。【注1】訪問看護ステーションについては【令和6年7月末】**

(※) 社会保険診療報酬支払基金及び一部の国民健康保険団体連合会における出産育児一時金関係帳票等を除くが、その後については、審査支払機関ごとの対応状況を踏まえ適切に対応する。

- **本会からオンライン請求を実施している保険医療機関・薬局へ還元している帳票の還元日は令和6年10月(令和6年9月請求分)以降【注2】は下記のとおりとなります。**

【注2】訪問看護ステーションについては【令和6年8月(令和6年7月請求分)以降】

※紙請求・媒体請求を実施している保険医療機関・薬局・訪問看護ステーションへの還元日は変更ありません。

帳票名	現在		R6.10以降	
	形態	還元日	形態	還元予定日
返戻レセプト	紙	5日前後	CSV	5日以降
	CSV	5日以降		
返戻レセプト(過誤再審査)	紙	15日前後	CSV	5日以降
	CSV	5日以降		
増減点CSV	CSV	5日以降	CSV	5日以降
返戻内訳書	CSV	5日以降	CSV	5日以降
増減点・返戻通知書	紙	5日前後	PDF	5日以降
	PDF	15日前後		

帳票名	現在		R6.10以降	
	形態	還元日	形態	還元予定日
過誤・再審査結果通知書	紙	15日前後	PDF	5日以降
資格確認結果連絡書	紙	5日前後	CSV/PDF	5日以降
	PDF	15日前後		
支払額決定内訳書	PDF	15日前後	PDF	15日前後
診療(調剤)報酬支払通知書	紙	8日前後	PDF	15日前後
	PDF	15日前後		
調整額連絡書	紙	15日前後	PDF	5日以降
保険者間調整結果連絡書	紙	15日前後	PDF	5日以降

02 紙帳票送付廃止に伴う診療報酬等支払日（国保分）の課題等について

< 診療報酬等支払日（国保分）の現状について >

- 国保分は15日、後期高齢者分は20日（電子）、25日（紙媒体）と複数回に分けて支払っている。
- 支払基金や他都道府県国保連合会は、毎月概ね20日に支払手続きを行っている。
- 国保分の15日の支払日は全国的に最も早く、神奈川県独自の運用となっている。

< 課題 >

- 現在、オンライン請求を実施している保険医療機関等へは振込額データダウンロード機能によるデータ還元（毎月15日前後）と紙媒体（圧着はがき）の送付（毎月8日前後）の両方を実施しているが、令和6年10月以降はオンライン請求を実施している機関へ紙媒体（圧着はがき）の送付が基本的にできなくなる。
- そのため、現在、オンライン請求システムにおいて、15日前後に保険医療機関等へ還元している「診療（調剤）報酬支払通知書」（以下、支払通知書）が国保の支払日より遅くなる月があり、保険医療機関等が支払額を事前に把握することができない場合がある。

< オンライン請求システム上の制約等 >

- オンライン請求期間である毎月5日から12日の間は専用回線に負荷が掛かるため、データ還元日として設定できない。（システム上の制約）
- このことについて、オンライン請求期間中に還元日を設定できるようシステム開発元の国保中央会等と調整を進めましたが、オンライン請求を実施している保険医療機関等に与える影響が大きいこと、また、支払基金や他の国保連合会は15日前後のデータ還元日で問題が生じない等の理由により、神奈川県だけのための対応はできないとの結論に至った。

03 国による事務処理の標準化・効率化の推進

国による標準化やDXの取組みが推進されていく中で、保険者や保険医療機関等においても業務の標準化・効率化が求められており、独自の運用等については早期に見直す必要があると考えられる。

◆医療DX

診療報酬改定DX（共通算定モジュール）やマイナンバーカードと健康保険証の一体化など、厚生労働省において、DX推進の施策が複数検討されており、今後も加速することが想定される。また、国主導の施策については標準的な仕様を正とし、**独自の運用等は見直される可能性が高い。**

◆審査システムの共同利用

審査領域の共同利用等の検討が進んでおり、これまで国保独自で対応可能であった領域が今後は支払基金との共同利用環境下で行われることが想定される。これにより、**国保独自の対応を継続するための調整は困難となると考えられる。**

◆事務処理の標準化・効率化

国が導入を推進する「国保保険者市町村事務処理標準システム」においても、ガバメントクラウドなどの活用が推進されており、今後も各市町村の国保業務に関する標準化・効率化の取組みが加速することは確実である。

今回の「オンライン請求の推進」に伴う「紙帳票廃止」は**標準化・効率化を目的としており、統一した帳票や機能の提供が行われることから、独自の運用等を継続する場合には、多額の経費や人手を調達し、カスタマイズや運用変更を実施せざるを得ない状況となる。**

04 医療機関等への支払日（国保分）が15日となっている神奈川県独自運用の見直し

- 前述したとおり、今後、国による標準化等が進む中、独自の運用方法等を採用している場合、外付けシステムへの追加改修や業務上の課題が発生することが想定される。
- また、保険医療機関等への支払手続き時に指定金融機関に支払う振込手数料は同一医療機関に対し、国保分15日と後期分20日の2回に発生しており二重の負担となっている。
- このため、支払日を見直すことにより、前述の課題の解決が図れるとともに、以下のような効果が見込めることから、神奈川県独自となっている支払日を次のとおり変更させていただきたい。

〈見直しによる効果〉

- 支払日が後期高齢者医療分（電子）と同一日程となることで、振込手数料の削減が見込める。
- 保険者・地単公費実施者の納入期限の後ろ倒しが可能となる。（14日→18日）
- 連合会の外付システム改修範囲の極小化が見込めるため、審査支払手数料への影響が少ない。
- 業務処理日程上の事務負担の軽減が図られる。

《国保分支払日の変更》

国保分（公費含む）診療（調剤）報酬支払日については、現状の15日から、20日※へと変更させていただきたい。※（土日祝日にあたる場合は翌営業日）

なお、支払日を見直すまでの間の暫定対応として、「診療（調剤）報酬支払通知書」について、令和7年3月支払分までの間は、紙媒体(圧着はがき)による送付を継続いたします。

結論

- 実施時期
令和7年4月支払分（令和7年3月請求分）から
- 対象機関
神奈川県内の保険医療機関・薬局・訪問看護ステーション